議案第2号							
鳥取県基金条例の一部改正について	例の一部改正	こりいて					
次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、	:例の一部を改正す	ることについて、地方自治法	台法(昭和22年法律第67号)	'号)第96条第1項の規定により、	質の規定に		本議会の議
決を求める。							
平成26年2月12日							
				鳥取県知事	#	申	梨
鳥取県基金条例の一部を改正する条例	・部を改正する条例						
鳥取県基金条例(平成19	9年鳥取県条例第10	鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。	女正する。				
次の表の改正前の欄に掲	げる規定を同表の	次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。	こ、下線及び太枠で示す	ように改正する。			
松	凷	級	公	出	編	.1 <u>□</u> -	
_							

7 条関係)	処分事由			(1) 離職者等の次	の雇用までの短期	の雇用・就業機会	を創出・提供する	等の事業に必要な	経費の財源に充て	るてな。	(2) 離職者等の住	宅の確保、就労支	援・相談支援体制	の充実を図る事業	に必要な経費の財	源に充てるとき。						
第5条、第	運用益金の整理又	は処理		一般会計	歲入歲出	予算に計	上して当	該基金に	積立て													
第3条、	積立て			一般给	計歲入	赖出予	算に定	める額														
(第2条、)	設置目的	[		県内の	離職者等	(離職を	余儀なく	された非	正規労働	者、 中 画	年齢者等	の失業者	をいう。	以下この	頃におい	旦	ر ئ	を、次の	雇用に至	るまでの	間、就業	
別表第1(	各		盤	18 鳥	取県	聚	雇用	創出	事業	盟	特例	基金										_
7 条関係)	处分事由			当該基金の設置目	的を達成するために	必要な経費の財源に	充てるとき。															
第5条、第7	運用益金の整理ス	は処理		一般会計	歲入歲出	予算に計	上して当	該基金に	積立て													
第3条、第	積立て			一般杂	計歲入	赖出予	算に定	める額														
2条、第	設置目的			失業者	に対する	短期の就	業機会の	提供及び	能力開	発、就業	相談、住	宅の確保	その他の	支援を行	유 구 구 구 주 주 ぐ	に、就業	している	者の処遇	の改善等	を支援す	ることに	
(第2	1 111		1	1	些	緽	田	丑	業	盐	例	④										

		当該基金の設置目	的を達成するために	必要な経費の財源に	充てるとき。											
		般会 一般会計	計歲入歲入歲出	出子予算に計	に定上して当	る額  該基金に	積立て									
(日本)	略	9 <u>鳥</u> 自殺を一	取県防ぐため計	自殺 の相談体 歳	対策制の整算	緊急備、人材め	強化の養成等	基金により、	県内の自	殺に対す	る施策及	び体制の	充実強化	を図り、	もって自	終の防止
		设置目 2	ために	対源に												
		当該基金の設	的を達成するために	必要な経費の財源に	充てるとき。											
		会 一般会計	歲入歲出	予予算に計	お上して当	額該基金に	積立て									
画 名 の 図 の と の が の が の に の の の の の の の の の の の り の り の り の り		自死を一般会	防ぐため 計歳入	の相談体   歳 出 =	制の整算に3	急備、人材める	強化の養成等	により、	県内の自	死に対す	る施策及	び体制の	充実強化	を図り、	もって自	からなっ
	略	重	取帰	自死	対策	緊急	強 化	基金		- 11		•	•			

								当該基金の設置目	的を達成するために	必要な経費の財源に	九てるとき。												
								会一般会計	入歲入歲出	子子算に計	定上して当	額  該基金に	積立て										
及び自殺	者の親族	等に対す	る支援の	充実に資	1) N	°		海岸漂 一般	着物の円計歳	滑な回収 歳出	及び処理算に	並びに発める	生の抑制	を図り、	もった海	岸におけ	る良好な	景観及び	環境の保	全に資す	ること		
							器	32 )	取県	海岸	瀬	物対	策	倒									
								当該基金の設置目	的を達成するために	必要な経費の財源に	充てるとき。											当該基金の設置目	なる。年十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
								一般会計	、歲入歲出	予算に計	上して当	貢該基金に	積立て									一般会計	= 박 박
死	]族	\$ -	6	·	, J			·漂 一般会	)円計歳入	1収 歳出予	理算に定	:発 める額	1制		. 海	†1:	: 12	Ď	(本)	to	0	経 一般会	4 1 4
及び自死	者の親族	等に対す	る支援の	充実に資	する	° م		鳥 海岸漂	取県着物の円	海岸 滑な回収	漂着及び処理	物対並びに発	策 基 生の抑制	金図り	もっと	平におけ	る良好な	景観及び	環境の保	全に資す	8 と い ら	鳥農業経	1 日本

<u></u>	農業 拡大、農 歳 出 予   予算 に 計   必要な経費の財源に	
構	構造 用地の集 算 に 定 上 し て 当 充 て る と き。   二 こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	
改革	数 革 団化、新 める 額 該 基金 に	
大技	支援 たに農業 積立て	
基	基金   を含むこう	
	とする者     ( ) </td <td></td>	
	の参入の	
	促進等に	
	よる農用	
	地の利用 HONNIA	
	の効率化   <td></td>	
	及び高度     (1)     (2)     (3)     (4)<	
	石谷区	
	り、もつ	
	て農業の -	
	生産性の	
	向上に資	
	いるよ	
	ر ک	
图	<b>计</b> 则	
この条例	いの条例は、公布の日かい施行する。	